



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

335	平成15年和歌山県告示第1176号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の一部改正	(総務学事課).....	3
336	平成18年和歌山県告示第714号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の一部改正	(").....	3
337	平成16年和歌山県告示第43号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の廃止	(").....	3
338	平成16年和歌山県告示第55号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の廃止	(").....	3
339	平成16年和歌山県告示第775号 (口頭により開示請求をすることができる個人情報) の廃止	(").....	3
340	一般競争入札による落札者の決定	(総合防災課).....	3
341	平成25年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	4
342	〃	(").....	4
343	〃	(").....	5
344	〃	(").....	5
345	地籍調査の成果の認証	(").....	5
346	〃	(").....	6
347	〃	(").....	6
348	〃	(").....	7
349	〃	(").....	7
350	〃	(").....	7
351	〃	(").....	8
352	〃	(").....	8
353	〃	(").....	8
354	〃	(").....	9
355	〃	(").....	9
356	〃	(").....	9
357	〃	(").....	10
358	〃	(").....	10
359	〃	(").....	11
360	〃	(").....	11
361	〃	(").....	11
362	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	12
363	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	12
364	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	13
365	生活保護法による介護機関の指定	(").....	13

366	生活保護法による施術機関の指定	(") 13
367	救急病院の変更	(医務課) 14
368	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課) 14
369	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課) 14
370	〃	(") 16
371	県営土地改良事業計画の決定	(") 17
372	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課) 17
373	基本測量の実施	(技術調査課) 17
374	基本測量の終了	(") 18
375	道路の区域変更	(道路保全課) 18
376	道路の供用開始	(") 18
377	道路の区域変更	(") 18
378	道路の供用開始	(") 19
379	道路の区域変更	(") 19
380	道路の供用開始	(") 20
381	道路の区域変更	(") 20
382	道路の供用開始	(") 20
383	道路の区域変更	(") 20
384	道路の供用開始	(") 21
385	道路の区域変更	(") 21
386	道路の供用開始	(") 22
387	道路の区域変更	(") 22
388	道路の供用開始	(") 22
389	道路の区域変更	(") 23
390	道路の供用開始	(") 23
391	道路の区域変更	(") 23
392	道路の供用開始	(") 24
393	道路の区域変更	(") 24
394	道路の供用開始	(") 24
395	道路の区域変更	(") 25
396	道路の供用開始	(") 25
397	道路の区域変更	(") 25
398	道路の供用開始	(") 26
399	〃	(") 26
400	岩出都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課) 26
401	都市計画の変更	(都市政策課) 27
402	〃	(") 27
403	〃	(") 27
404	〃	(") 28
405	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築住宅課) 28
406	平成23年和歌山県告示第461号(パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託)の 廃止	(警察本部) 28

○ 海区漁業調整委員会指示

1 宝石サンゴの採捕 29

○ 公告

日高港緑地の指定管理 (港湾空港課) 29

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社) 30

告 示

和歌山県告示第335号

平成15年和歌山県告示第1176号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「長寿社会推進課」を「長寿社会課」に改める。

和歌山県告示第336号

平成18年和歌山県告示第714号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「果樹園芸課」を「経営支援課」に改める。

和歌山県告示第337号

平成16年和歌山県告示第43号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第338号

平成16年和歌山県告示第55号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第339号

平成16年和歌山県告示第775号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第340号

一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の

調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年2月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム
(代表者) 和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号 富士通株式会社和歌山支店
(構成員) 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号 富士通リース株式会社関西支店
- 5 落札金額
266,798,400円(うち消費税及び地方消費税の額18,798,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年12月27日

和歌山県告示第341号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画(平成25年和歌山県告示第380号)の一部を、次のとおり変更した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	橋本市	橋本市
	町村名		
	調査地域名		隅田町垂井の一部
調査期間			平成26年2月28日から 平成27年3月31日まで

和歌山県告示第342号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画(平成25年和歌山県告示第380号)の一部を、次のとおり変更した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	有田郡	有田郡
	町村名	湯浅町	湯浅町

	調査地域名	大字山田の一部	大字山田の一部
調査期間		平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成27年3月31日まで

和歌山県告示第343号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画（平成25年和歌山県告示第380号）の一部を、次のとおり変更した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	東牟婁郡	東牟婁郡
	町村名	串本町	串本町
	調査地域名	和深の一部 田原の一部	和深の一部 田原の一部
調査期間		平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成27年3月31日まで

和歌山県告示第344号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画（平成25年和歌山県告示第380号）の一部を、次のとおり変更した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	新宮市	新宮市
	町村名		
	調査地域名	佐野の一部 西屋敷の一部 木ノ川の一部 宮井の一部 四滝の一部 あけぼのの一部	佐野の一部 西屋敷の一部 木ノ川の一部 宮井の一部 四滝の一部 あけぼのの一部 王子町三丁目の一部 熊野地一丁目の一部 熊野地二丁目の一部 蓬莱一丁目の一部
	郡市名	東牟婁郡	東牟婁郡
	町村名	古座川町	古座川町
調査地域名	大川の一部 鶴川の一部 佐田の一部 添野川の一部	大川の一部 佐田の一部 添野川の一部	

和歌山県告示第345号

和歌山県和歌山市六十谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第346号

和歌山県和歌山市六十谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市六十谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第347号

和歌山県海南市藤白・冷水の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年11月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市藤白・冷水の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市藤白・冷水の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第348号

和歌山県紀の川市桃山町最上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年12月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町最上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町最上の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第349号

和歌山県岩出市金屋地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年10月18日から平成26年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市金屋地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市金屋地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第350号

和歌山県岩出市中迫の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年10月18日から平成26年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市中迫の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県岩出市中迫の一部地区

- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第351号

和歌山県岩出市畑毛地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年10月18日から平成26年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市畑毛地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市畑毛地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第352号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月11日から平成25年11月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第353号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成23年4月11日から平成25年9月20日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第354号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成23年4月11日から平成25年9月9日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第355号

和歌山県有田市山田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年2月19日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市山田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市山田原の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第356号

和歌山県有田市千田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市千田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市千田の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第357号

和歌山県有田市千田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市千田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市千田の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年3月19日

和歌山県告示第358号

和歌山県有田市初島町里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年2月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市初島町里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市初島町里の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第359号

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成24年4月19日から平成25年11月26日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第360号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年1月29日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第361号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡広川町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成26年1月29日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区

5 認証年月日

平成26年3月19日

和歌山県告示第362号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年5月12日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成26年3月10日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山有機認証協会

3 代表者の氏名

小林民憲

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市毛見996番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」が定めるところに準拠し、健康と環境を重視する有機食品並びに特別栽培農産物等にかかる公正な検査・認証を行うことを通じ、有機食品並びに特別栽培農産物等への社会的信頼性を高め、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を建設し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第363号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年3月18日指定した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話BUNKAタブー 4月号	05375-04	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月刊誌	黄金のGT 4月号	12259-04	晋遊舎
月刊誌	サーカスマックス 4月号	04099-04	KKベストセラーズ
月刊誌	シティへブン関西版 4月号	14273-04	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	アジアン王 4月号	11403-4	マイウェイ出版

月刊誌	コミックまあるまん 4月号	13701-4	ぶんか社
雑誌	封印発禁TV EX	68512-19	ミリオン出版
雑誌	決定版!TVタブー春の嵐SP	68511-91	ミリオン出版
雑誌	実話ブラックザ・タブー VOL.4	68512-16	ミリオン出版
コミック	Dariaダリア 4月号	05839-4	フロンティアワークス
コミック	花恋 3月号	02601-3	日本文芸社
コミック	ayaアヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
一心の郷株式会社	有田市古江見74番地1	それいゆ	有田市古江見74番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.1.25

和歌山県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
一心の郷株式会社	有田市新堂97-1	それいゆ	有田市新堂97番地の1	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援事業	平成26.1.25
一心の郷株式会社	有田市新堂97-1	それいゆ	有田市新堂97番地の1	通所介護・介護予防通所介護	平成26.2.1

和歌山県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定にお

いてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有柔 48-25	吉井久和	吉井鍼灸整骨院	有田郡有田川町庄287-1	平成 26.2.1

和歌山県告示第367号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変 更 事 項 (名称)		名 称	変 更 年 月 日
旧	新		
社会保険紀南病院	紀南病院	紀南病院	平成 26.3.12

和歌山県告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ紀伊田辺店

和歌山県田辺市稲成町245-1 外18筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成25年和歌山県告示第1350号

3 意見の概要

- (1) 来客が殺到するオープン時や特売日等は、周辺道路へ交通の支障を来たすことがないように交通整理員の増員配置をお願いします。
- (2) 閉店時間帯は青少年等の溜まり場とならないように駐車場出入り口の閉鎖措置をお願いします。
- (3) 事業系ごみについては、排出事業者の責任において適正に処理してください。
- (4) 近隣住民からの要望、苦情等については、関係法令を遵守するとともに、誠意を持って適切な対応をお願いします。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成26年3月28日から同年4月28日

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第369号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成23年5月15日退任)

職名	氏名	住所
理事	宮本哲夫	岩出市安上90番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	中島通隆	岩出市尼ヶ辻5番地の2
理事	上田正治	岩出市波分124番地
理事	田村雅明	岩出市赤垣内70番地
理事	堂面良之	岩出市荊本170番地
理事	松尾安彦	岩出市根来1396番地
理事	安村俊哉	岩出市安上132番地
理事	山野佳亮	岩出市安上210番地
理事	細濱剛	岩出市金池147番地
理事	高井幹雄	岩出市西安上23番地の3
理事	尾田綾子	岩出市根来1236番地
理事	西口記生	岩出市根来1371番地
理事	橋本豊和	岩出市根来1196番地の2
理事	田井宗治	岩出市根来1348番地
監事	宮井道弘	岩出市波分126番地
監事	西達也	岩出市堀口105番地
監事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
監事	河井都生代	岩出市根来1059番地

2 就任した役員(平成23年5月16日就任)

職名	氏名	住所
理事	鶴崎政範	岩出市尼ヶ辻38番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	山野謙二	岩出市安上217番地
理事	土生川政幸	岩出市波分76番地
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	下津洋生	岩出市根来1049番地
理事	田村耕一	岩出市赤垣内43番地
理事	藤田節子	岩出市曾屋187番地
理事	田宮康臣	岩出市根来911番地の5
理事	三舟智子	岩出市根来1338番地
理事	河井清	岩出市根来1362番地
理事	石谷家康	岩出市根来1447番地
理事	安村隆晴	岩出市安上130番地内1号
理事	宮本誠	岩出市安上74番地
理事	高井幹雄	岩出市西安上23番地の3
理事	細濱剛	岩出市金池147番地
監事	中川政明	岩出市根来933番地の2

監事 小松義治 岩出市森177番地
監事 宮井道弘 岩出市波分126番地

和歌山県告示第370号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成25年5月15日退任)

職名	氏名	住所
理事	鶴崎政範	岩出市尼ヶ辻38番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	山野謙二	岩出市安上217番地
理事	土生川政幸	岩出市波分76番地
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	下津洋生	岩出市根来1049番地
理事	田村耕一	岩出市赤垣内43番地
理事	藤田節子	岩出市曾屋187番地
理事	田宮康臣	岩出市根来911番地の5
理事	三舟智子	岩出市根来1338番地
理事	河井清	岩出市根来1362番地
理事	石谷家康	岩出市根来1447番地
理事	安村隆晴	岩出市安上130番地内1号
理事	宮本誠	岩出市安上74番地
理事	高井幹雄	岩出市西安上23番地の3
理事	細濱剛	岩出市金池147番地
監事	中川政明	岩出市根来933番地の2
監事	小松義治	岩出市森177番地
監事	宮井道弘	岩出市波分126番地

2 就任した役員(平成25年5月16日就任)

職名	氏名	住所
理事	宮本眞幸	岩出市赤垣内101番地
理事	松本邦三	岩出市根来1222番地
理事	土生川政幸	岩出市波分76番地
理事	湯川信男	岩出市金池346番地の1
理事	中谷安秀	岩出市根来1343番地
理事	小倉博文	岩出市根来871番地
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
理事	川端敏郎	岩出市堀口5番地の1
理事	平野純男	岩出市根来1137番地
理事	平野幸雄	岩出市根来1232番地
理事	米村稔	岩出市根来1204番地
理事	福山優一	岩出市安上290番地
理事	安村誠浩	岩出市安上139番地の2

理事	高井邦雄	岩出市西安上173番地
理事	上野史博	岩出市曾屋242番地
理事	土生川崇	岩出市波分85番地
監事	西口重雄	岩出市根来1062番地
監事	勢田実	岩出市安上172番地
監事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2

和歌山県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、ため池等整備事業大谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年3月31日から同年4月25日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、湯浅町産業観光課

和歌山県告示第372号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村大字小松字上ミ小松85の5（次の図に示す部分に限る。）、85の25（国有林）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年7月24日から平成26年3月5日まで
- 3 作業地域 橋本市、田辺市、伊都郡かつらぎ町、有田郡有田川町、日高郡のうち印南町及び日高川町、西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町

和歌山県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下湯川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字中原字胡桃谷607番地先から同町大字中原字胡桃谷609番1地先まで	旧	5.15 ） 8.63	43.56	
同上	新	4.49 ） 5.64	43.56	

和歌山県告示第376号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字保場125番11地先から同町動木字瀬ノ上1442番1地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字長谷川字登尾1527番1地先から同町大字長谷川字登尾1500番1地先まで	旧	6.22 }	233.02	
同上	新	8.31 }	232.88	

和歌山県告示第378号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字登尾1527番1地先から同町大字長谷川字登尾1500番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市東大井字正覚153番1地先から同市打田字楽池1138番1地先まで	旧	10.94 }	435.44	
同上	新	12.18 }	435.44	

和歌山県告示第380号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野打田線

供用開始の区間 紀の川市東大井字正覚153番1地先から同市打田字楽池1138番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市北勢田字角矢184番1地先から同市北勢田字角矢165番1地先まで	旧	10.37 } 11.36	110.60	
同上	新	11.36 } 14.78	110.60	

和歌山県告示第382号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野打田線

供用開始の区間 紀の川市北勢田字角矢184番1地先から同市北勢田字角矢165番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市重行字石原458番2地先から同市重行字東柳原141番1地先まで	旧	10.28 } 36.05	558.15	
同上	新	10.28 } 36.05	558.15	

和歌山県告示第384号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野打田線

供用開始の区間 紀の川市重行字石原458番2地先から同市重行字東柳原141番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1053番2地内	旧	5.86 } 12.95	80.10	

海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷 1063番2地先から同町長谷宮字 柳生谷1053番1地先まで	新	18.15 ） 24.06	79.00	
---	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第386号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1063番2地先から同町長谷宮字柳生谷1053番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市長野字林ノ下1649番3地 先から同市長野字林ノ下1657番 2地先まで	旧	3.10 ） 13.20	148.20	
同上	新	9.90 ） 15.60	148.20	

和歌山県告示第388号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市長野字林ノ下1649番3地先から同市長野字林ノ下1657番2地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村三ツ又字ハソ157番1地先から同市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道上エ568番1地先まで	旧	7.40 ） 12.80	66.40	
同上	新	7.50 ） 23.80	66.40	

和歌山県告示第390号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 龍神十津川線

供用開始の区間 田辺市龍神村三ツ又字ハソ157番1地先から同市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道上エ568番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岩田字井之谷 360番1地先から同町岩田字大山 前364番2地先まで	旧	7.60 ） 11.80	78.00	
同上	新	7.60 ） 16.00	78.00	

和歌山県告示第392号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岩田字井之谷360番1地先から同町岩田字大山前364番2地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡白浜町堅田字東條709 番5地先から同町堅田字東條702 番3地先まで	旧	7.50 ） 11.10	106.30	無名橋 L=2.40
同上	新	7.70 ） 14.30	106.30	無名橋 L=2.40

和歌山県告示第394号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町堅田字東條709番5地先から同町堅田字東條702番3地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字廣瀬2383番1地先から同町大字井関字岩本1059番3地先まで	旧	7.84 } 11.21	70.10	魚の首橋 L=7.40
同上	新	11.98 } 13.23	70.30	

和歌山県告示第396号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字廣瀬2383番1地先から同町大字井関字岩本1059番3地先まで

供用開始の期日 平成26年3月28日

和歌山県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字溜池971番1地先から同町大字笠田東字堂田1270番1地先まで	新	8.22 } 88.15	409.11	無名橋 L=13.00
伊都郡かつらぎ町大字笠田東字堂田1271番3地先から同町大字笠田東字西薬師山1309番1地先まで	新	6.02 } 59.68	377.87	

和歌山県告示第398号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字溜池971番1地先から同町大字笠田東字堂田1270番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月30日 午後3時

和歌山県告示第399号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字堂田1271番3地先から同町大字笠田東字西薬師山1309番1地先まで

供用開始の期日 平成26年3月30日 午後3時

和歌山県告示第400号

岩出都市計画道路事業の事業計画については、平成26年3月13日付け国近整計管和都業第7-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
岩出都市計画道路事業 3・6・4号 岩出駅畑毛線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路（3・4・2号橋本駅前線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県橋本市古佐田一丁目
古佐田二丁目
橋本二丁目
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路（3・4・109号築地木津線）
海南都市計画道路（3・6・122号木津沖野々線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県海南市阪井 字池ノ内、大沼谷、野添、有原、大西、道場山、鈴田、小田奥、脇田、東坪
木津 字水落、上ノ段、出口、堂谷、高白、木津阪、中谷、鴻ノ巣
沖野々字下ノ段、越前
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示

し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路(3・5・7号外環状線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県田辺市文里一丁目、文里二丁目
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第404号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路(3・6・7号白浜空港フラワーライン線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県西牟婁郡白浜町中 字江崎
才野字両願寺前、権現平、脇ノ谷、開キ、大森、安久川、住居、西山
馬ノ一原
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第405号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定番号 建住第823号
- 2 認定日 平成26年3月19日
- 3 一団地の対象区域 岩出市野上野字善ノ木97、98-4、98-5、98-6
岩出市野上野字追越127-1、127-11
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
那賀振興局建設部

和歌山県告示第406号

平成23年和歌山県告示第461号(パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託)は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月28日

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山海区における宝石サンゴの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年3月28日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 定義

この指示において「宝石サンゴ」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

和歌山海区のうち、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条の表に掲げる太平洋の海域においては、宝石サンゴの採捕をしてはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 特例採捕者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石サンゴを採捕しようとする者
- (2) 和歌山海区において、平成24年以前から継続して宝石サンゴ漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石サンゴを採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕従事者に携帯させなければならない。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により委員会の定める条件に従い報告しなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

8 意図しない混獲等による宝石サンゴの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石サンゴの所持又は販売をしてはならない。

9 指示の有効期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地（塩屋緑地）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者 御坊市

和歌山県御坊市菌350番地

2 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年3月28日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社

2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び別表第2に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理

(2) 県営住宅等の修繕に関する業務その他 (1) に付随する業務

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで